

| 平成 26 年度第 3 回 横浜市障害者施策推進協議会会議録 | |
|--------------------------------|---|
| 日 時 | 平成 26 年 11 月 13 日 (木) 午前 10 時から 12 時まで |
| 開催場所 | 関内中央ビル 10 階大会議室 |
| 出席者 | 渡部匡隆部会長、荒井政明委員、井上繁委員、内田豊委員、大友勝委員、柏木彰委員、渋谷治巳委員、鈴木和子委員、須山優江委員、多田葉子委員、田中梨奈委員、中根幹夫委員、永田孝委員、西川麻衣子委員、平井晃委員、森和雄委員、八島敏昭委員、山田初男委員、渡邊雅子委員 |
| 欠席者 | 岩沢弘秋委員、岩下賢二委員、鈴木和人委員、戸塚武和委員、奈良崎真弓委員、和田千珠子委員 |
| 開催形態 | 公開 (傍聴人 0 名) |
| 議 題 等 | <p>1 議題</p> <p>(1) 第 3 期横浜市障害者プラン (原案) の作成に向けて</p> <p>(2) 住まいのあり方と災害対策の検討について</p> <p>2 報告事項</p> <p>(1) 障害福祉計画 (24 年度～26 年度) の進捗状況について</p> <p>(2) 後見的支援を要する障害者支援条例に基づく報告について</p> <p>(3) 障害者差別解消検討部会の開催について</p> <p>3 その他</p> |
| | <p>1 議題</p> <p>(1) 第 3 期横浜市障害者プラン (原案) の作成に向けて事務局より資料 1、資料 2 について説明した。</p> <p>渋谷委員) 42 ページの書き出しで、「幼少期、学齢期から」の文言を「さまざまな生活の場面で」に書き換えているが、幼少期学齢期という言葉も残して表記するべきである。</p> <p>また、インクルーシブ教育の推進とあるが、第 3 期障害者プラン (以下「第 3 期プラン」という。) の内容を読んで、これがインクルーシブ教育だと思えない。これは変えるべきだと思う。子どもの頃から当事者も健常者も、同じ時間、空間を共有するべきだと思う。</p> <p>事務局) 42 ページの「様々な生活の場面で」という書き出しだが、幼少期・学齢期からという文言を残す形で文章を作りたいと思う。インクルーシブ教育について、横浜市の特別支援教育の考え方は、平成 21 年 3 月に「横浜市の特別支援教育推進への提言」に書いてある。基本理念は、障害程度に応じての障害児教育というものから、一人ひとりのニーズに着目した特別支援教育へ転換が図られている。横浜市の特別支援教育では、インクルーシブな考え方に基づき、全て子どもたちに対し、あらゆる教育の窓口が開かれ、そのニーズに応じた配慮を保障すると記入されている。文部科学省でもインクルーシブ教育への方向性があるので、それ</p> |

も考えて、引き続きこの理念にのっとり教育の整備をすることになっている。

渋谷委員) インクルーシブ教育は基本的には同じ場面にいる、ということ。それぞれのニーズにあわせると分けることになるので、何も変わらないと思う。

事務局) 同じ場、同じ時間を共有するのは大事である。教育振興基本計画でもパブリックコメントを行った。保護者からは、特別支援学校や通級学級、個別支援学級の整備を進め、必要な支援がほしいという意見が多かった。それらと渋谷委員のご意見を踏まえ、今後施策を進める中で、丁寧に実施していきたい。

柏木委員) 精神障害者家族が抱えるニーズについて、まず1つ目は、市独自の施策として生活支援センターや自立生活アシスタント事業、区のワーカー等が訪問活動行っていて、アウトリーチのサービスがすでに行われているが、これらの訪問活動には統括組織がなく、全体がチームとして組織されていない。そこで、生活支援センターに福祉を届ける専門チームを設置することを提案したい。生活支援から入り、必要に応じ、福祉サービス、医療支援に結びつける、「横浜版アウトリーチ」のような福祉を届ける専門チームを作りたいと思っている。

2つ目は住まい災害についてだが、障害支援のためのグループホームの設置を増強、民間住宅の利用の促進をこのプランではうたっている。その実現には不動産会社や大家の協力はもとより、周辺住民へ障害者について正しく理解してもらうことが必要不可欠である。精神障害者の中には、大声を上げたり、壁を叩いたりして暴れるといった精神症状が出ることもある。その時、すぐに精神科救急隊が駆けつける体制や、24時間365日緊急時に対応するチームが地域にあれば、当事者・家族はもとより、隣近所の人たちも安心して一緒に暮らせる。そうした環境を整えれば、精神障害に対する歪んだイメージも徐々に薄れて行くと考えている。このような環境を整えることこそが精神障害者に対する最大の合理的配慮ではないか。このためにも、まず現在すでに存在する社会資源である生活支援センターの機能を強化・拡充し、「多機能基地化」を目指していただきたい。

事務局) 1点目についてだが、様々な施策を有機的に繋げて、地域の中で生活困難の障害当事者に必要な制度が使えるようにする。必要な支援も行政を含めた支援にあたっている人たちに届く仕組みが必要だと思う。これをどう横につないで、チームのような形にするのか、今後区役所等のMSWを中心に考えていく。

2点目についてだが、生活支援センターの役割や現状をふまえ、再度整備をしていくことを考えている。普及啓発は引き続きしっかり行いたい。24時間、365日緊急に対応するチームとあるが、そこを目指していくのは当然だが、どこまでどのような形で対応を考えるか。既存の救急システムのあり方や生活支援センターの役割の見直しを進める中で、必要な考え方を加えていきたいと思う。現実的には、今後議論を重ねていく部分だと思う。

渡邊委員) この間、何度も申し上げているが、A型とB型の各区生活支援センターに格差があることも問題で、解決して欲しい。今、A型の常勤が少ないというのがある。B型は常勤が3名で、人材育成の面も関わり格差がある。役割はどれも同じとするならば、時間などではなく、役割としての人員配置も含めて、柏木委員の提案を応援したい。

田中委員) 精神障害者は、横浜市全体では通院が4～5万人、入院が31病院500床のベッド数がある中で、9割の人が1年以内に退院している。そして約2000人前後の方が1年以上の入院である。そのため、地域移行の推進にもう少し力を入れて欲しい。入院患者の地域移行について、市内9か所で実施をしていて、年間70名程度が利用しているが、退院するのは年に20名程度の統計である。そのような制度を利用しなくても退院する方もいるし、医療機関や、家族、地域の方も努力している。今年の春に精神保健福祉法が改正され、いっそうの地域医療への移行システムが整備された。しかし、ボリュームの拡大により地域の受け皿も追いつけないという事を危惧している。

2点目は、障害者の高齢化についてである。精神障害者も介護保険を利用するなど、高齢者施策にのっていることが多いが、高齢分野での障害理解が薄い。第3期プランで普及啓発について記載があるが、高齢者の介護分野で働いている人への障害理解の推進がされていない。実際には病院から介護施設への移行が多いため、今後の高齢化のことを考えると、3障害とも理解が推進されれば、高齢分野での施設利用等がもっと進んでいくのではないかと思う。

3点目は、精神障害者支援の特殊性として再発予防の視点を入れてほしい。予防の観点から障害の重度化を防止していけば、就労支援や社会参加が進んでいくと思う。医療と連携した生活支援のあり方、再発予防に重点を置くということ意識してほしい。

西川委員) 生活支援センターと聞いてどのくらいの方が、イメージできるだろうか。精神障害の当事者として、いろいろな生活支援センターを見てきて思ったことは、横浜市の場合、とにかく大きなものが建っているだけであって、中身は充実していないと思った。

障害者の高齢化にも関心があり、武蔵野市ではより身近な福祉のありかたが進んでいると思った。横浜市的生活支援センターはA型とB型に分かれている。もっと心のあたたかみがあるような施策を望む。私は引きこもりから離れお給料も頂いているが、そうではない当事者がいることもよく分かった。引きこもりの方に踏み込むことも必要である。一歩足を踏み入るとその方の暮らしている環境が分かる。そのような支援があれば、その方にも新しい風が吹く。

事務局) 生活支援センターのあり方、A型B型などの話しがでたが、プランそのものの話ではなく、事業の中身や、運営上の課題の話であるため、きちんと受け止めていきたい。啓発に関しては田中委員から高齢化に伴い、高齢分野の事業所等への障害理解の促進

というご意見をいただいた。これらをふまえた取り組みを考えていきたい。地域移行への推進は課題と認識しているため、今後もしっかり取り組んでいく。

(2) 住まいのあり方と災害対策の検討について
事務局より資料3について説明した。

渡部会長) この検討部会で協議した内容は、障害者施策検討部会及び、障害者施策推進協議会（以下「推進協」という。）で報告するという位置付でよいか。

事務局) 行き違いのないよう報告はしていきたい。

八島委員) 住まいのあり方についてだが、行動障害のある方の住まいをはじめ、障害状況に合わせた住まいを検討するとあった。在宅で生活することが困難になった知的障害者が多く、半数以上の方が行動障害者であるという認識である。今まで、行動障害のある方の住まいの問題を解決しないといけないという発言をしてきた経緯がある。それを今回取り上げてくれたことはありがたい。そして、障害状況に合わせた住まいを検討するということが、とても大事なことである。障害状況に合わせると範囲が広がっていきってしまうが、切羽詰まった状況にある行動障害の方の問題は、この中でぜひ取り上げて欲しい。

住まいの検討部会のメンバーについては、支援する現場で大変苦勞している人を入れて欲しい。また代弁者として、当事者の親を是非入れてほしい。行動障害のある人が幸せな生活に結びつく施策になってほしいので、現場、現実を知っている人がメンバーに入ることが大切な要素である。リーダーとなる方は統括的なことを理解できる人が必要だ。忘れてはいけないことは、当事者本人のことである。このような議論をしていると、本人のことが忘れられることがある。会員のための会議になることは避けなければならない。当事者のためになる議論をしてほしい。我々も万全の体制でサポートとしたい。

渋谷委員) 行動障害の人が地域で暮らすのは難しい。車いすで生活するのも難しい。賃貸物件を探すのに1~2年かかるという状況。障害状況に合わせる必要があると思う。

事務局) ご発言の趣旨を踏まえて、検討の中で対応したい。

渡部会長) 27年度当初、検討課題の洗い出しというところで、今の発言を踏まえて進めて頂きたい。

2 報告事項

(1) 障害福祉計画（24年度~26年度）の進捗状況について
事務局より、資料4について説明した。

渋谷委員) 17年から25年の地域生活移行者数についてだが、直近の24~25年度の1年間で10人という結果は極端に少ない。病院などの分析はされるのか？

事務局) 分析について、今詳細に話せる材料は手元にはないが、年度が下がるにつれて地域移行への人数は減っていく傾向がある。この数字の取り方は、平成 17 年 10 月 1 日に入所している方がその後どうされたかの数の推移であるため、その間に地域移行以外に、お亡くなりになったり、入院される方も出てくる。17 年 10 月 1 日にいた方の母数がどんどん減ってくるので、そのようなことを含め、直近の 24~25 年度はこのような数になっている。17 年 10 月 2 日以降に入所された方についても、現在数字を用意してはいるが、地域移行の正確な数字は分からないが、302 名に加え、出たり入ったりする方を考えると、プラス 100 名位になるかと思う。正確な傾向、分析については今後検討して報告したい。

渡部会長) 次につなげる貴重な手がかりになるので、分析、要因などは精査して欲しい。

(2) 後見的支援を要する障害者支援条例に基づく報告について
資料 5 について、事務局より説明した。

八島委員) 成年後見的支援制度の実績が出ているが、一番下に参考として、高齢者の実績も次回から入れていただきたい。その方が、全体像が見えると思う。

事務局) 確約はできないが、ご意見をふまえて準備したい。

渡部会長) 1 番と 2 番のそれぞれの事業についてだが、現在の登録者数、実績について、どのように評価を受けとめればいいのか。例えば緊急対応事業の登録者数 30 名というのは、平成 20 年から同じ方が登録されているのではないか。横浜市の規模から考えて、この数が目安なのか、あるいは今後普及させていくのか。この数値をどう受けとめているのか、可能な範囲でお聞きしたい。

事務局) 1 点目の成年後見制度の利用支援について、答えるのが悩ましい。成年後見制度そのものの制度利用がどの程度進んでいるのかということが一番大きなことだと思う。この制度は、費用的に困難な方がいれば助成するという制度。この制度がどう使われているのか、報告内容をそのような趣旨に変えて、障害当事者全体の中でどう普及しているのかの説明が必要と思う。

2 点目の緊急対応事業についてだが、親御さんが急逝され、障害当事者が一人残されたときのことを考えて始めた事業である。事前登録で対応者を決めるとしているため、このような数字になっているので、登録者の意見と、実態調査、実効性があるかどうかを含め、事業のあり方を検討するタイミングだと思う。

(3) 障害者差別解消検討部会の開催について
資料 6 について、事務局より説明した。

渡部会長) 1 点目に、平成 28 年に施行される差別解消法に向けてということだが、差別で想定している生活場面、ライフステージ等の環境のとらえ方は、今後どのような形で進んでいくのか。今後の

検討課題であり、国の指針が出た上で進んでいく話だとは思いますが、検討部会の委員は、全体のライフステージを概括した委員構成なのか。それぞれの生活環境もあるので、働く場や住まい、教育等をどのような形で考えているのか。

2点目だが、差別と思われる事例で、今後、横浜市職員の対応要領に落とし込むことになると思うが、国、地方公共団体は法令違反に問われることもあると思う。概念は国から出ると思うが、それらを考えると、差別の定義や事案から方向付けをするのか。解消する仕組みは国の施策となるが、横浜市独自の検討内容は多岐にわたる。そのあたりを網羅的に検討していただきたい。メンバーや検討内容はまだ具体的には決まっていないと思うが、分かっている範囲でお聞きしたい。

事務局) 各メンバーの詳しい説明は、今はできない。環境やライフステージで「差別とは」という場面はあると思う。今の解消法では差別の定義はしていない。横浜市で意見募集をする中で、差別事例や合理的配慮のよい事例として、幅広い意見をとろうと思っている。子どものいる世帯から成人の方、働いている方、様々な意見があると思う。それらを幅広く押さえることから出発することになると思う。今回メンバーになった委員も、障害分野では幅広く参加していただき構成している。障害状況によって視点も様々だと思うので、幅広くとらえられるように検討していきたい。詳細はこれから作らなければいけない。国も、できることの規定は書いている。紛争が起きた時の受付、解決機関など、役割をどこが担うかも決める必要があるし、市職員として、法律を受けてどういう対応をするかを煮詰める必要もある。市内事業者向けに何かを出すこともあるかと思う。国が基本的には出すことになっているが、市として対応すべきという意見があれば、進めて行く。

渋谷委員) 要望だが、行政職員だけで構成はしないで欲しい。何が必要かは当事者の意見がないと分からない。

荒井委員) いろいろな議論があると思うが、推進協のメンバーに差別解消検討部会での議論や法律の資料を送っていただけませんか？

事務局) 渋谷委員の意見についてだが、地域で障害者差別解消の支援協議会を作ることが法律で決まっているということかと思う。これは地方公共団体で設置ができるという「できる規定」と法律上なっている。これは行政機関だけでなく、関係機関とのネットワークを構成していくなかで、障害者差別に取り組んでいくという趣旨であるので、今後の検討となるが、行政以外の方も入ってネットワークを作ることになる。荒井委員の意見は法律の資料説明ということか？

荒井委員) 法律は成立しているが、我々の手元に届いていない。もうひとつ、今日の会議のメンバーに、討論した内容や資料を送っていただけなのか。

事務局) 11月4日の第1回の検討委員会で法律について説明した資料があるので、これを提供する。検討部会の議事録も公開するものなので、必要であれば提供する。

| | |
|---------------------|--|
| | <p>渡部会長) 検討状況について教えていただき、こちらのご意見も反映させていただきます。</p> <p>事務局) 推進協の下部会なので、検討状況は毎回ではないが、タイミングを見て推進協に報告する予定。</p> <p>荒井委員) 何らかの形でお願いしたい。具体的内容はまだイメージできていない。資料をまとめた形で良いのでご提供願いたい。 (終)</p> |
| <p>資 料 特記事項</p> | <p>資料1 第3期横浜市障害者プランの素案骨子(案)について</p> <p>資料2 障害者差別解消法の対応について</p> |